

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要

平成30年度までの受講者

## 実務要件

- ・相談支援 5年
- ・直接支援 10年
- ・有資格者による直接支援 5年
- ・国家資格等業務従事者による相談・直接支援 3年

## 研修要件【分野別】

相談支援  
従事者初  
任者研修  
(講義一部)  
11.5h

サービス管理責任者研修  
(児童発達支援管理責任者研修)  
合同講義+分野別演習  
19h

修了した分野のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置可

### 【旧研修修了者の取扱い】

旧研修終了者は令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者等とみなすことができる  
※ただし、令和6年3月31日までに更新研修の修了が必要

令和元年度以降の受講者

## 実務要件

- ・相談支援 5年
- ・直接支援 **8年**
- ・有資格者による直接支援 5年
- ・国家資格等業務従事者による相談・直接支援 3年

## 研修要件【分野統合】

相談支援  
従事者初  
任者研修  
(講義一部)  
11h

【新規】  
基礎研修  
15h

【新規】  
実践研修  
14.5h

分野の制限なくサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置可  
※5年ごとに更新研修の受講が必要

### 【基礎研修の受講要件】

実務要件に2年満たない段階から受講可

- ・相談支援 3年
- ・直接支援 6年
- ・有資格者による直接支援 3年
- ・国家資格等業務従事者による相談・直接支援 1年

### 【実践研修の受講要件】

基礎研修修了日以後、実践研修受講前5年間に通算2年以上の相談・直接支援業務への従事が必要

### 【更新研修の受講要件】①・②のいずれか

- ①更新研修受講時にサービス管理責任者等、相談支援専門員若しくは管理者として従事している「実践研修修了者」
  - ②更新研修受講前5年間にサービス管理責任者等、相談支援専門員若しくは管理者に2年以上従事していた「実践研修修了者」
- ※ただし、旧研修修了者が令和6年3月31日までに受講する1回目の更新研修は受講要件なし。

【新規】  
更新研修  
6h

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

## 経過措置について

### ① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修  
(旧体系) 受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

### ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※令和1~3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>  
相談支援業務5年  
(国家資格等の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

### ③ 期間内に更新研修を修了しなかった(失効)者について

改めて実践研修を修了することでサービス管理責任者等として業務可能。この場合、実践研修の受講要件なし

サービス管理責任者等研修(旧体系)修了者

令和5年度末(R6.3.31)を経過

サービス管理責任等実践研修 修了者

実践研修修了年度の翌年度から5年経過

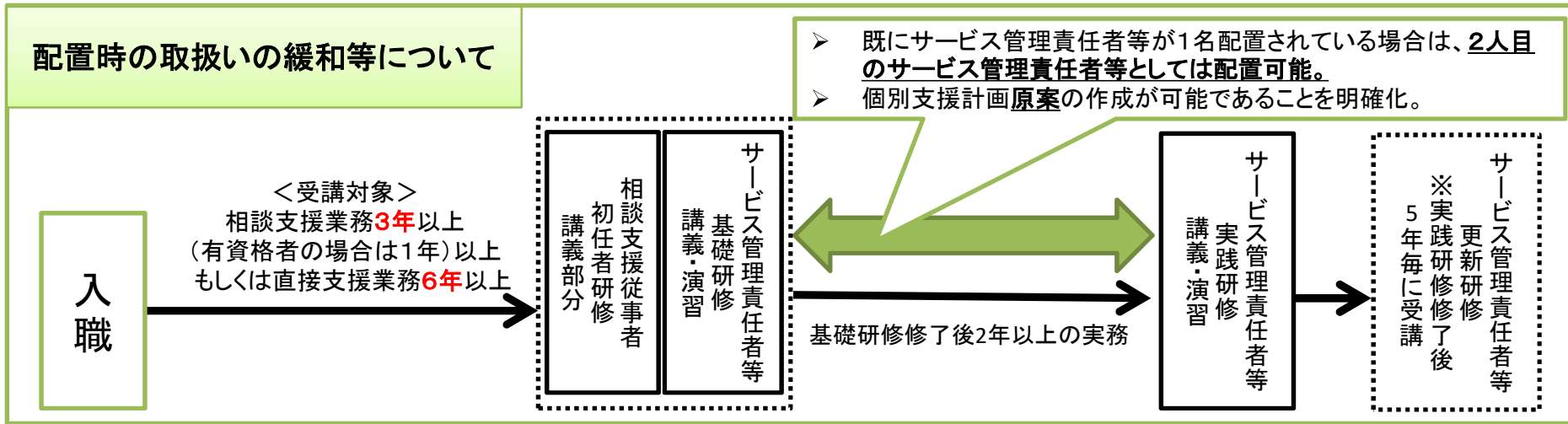
サービス管理責任等更新研修 修了者

実践研修修了の翌年度から起算して5年ごとの期間を経過

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



## 千葉県の実施スケジュール(案)

	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
基礎研修	令和1年度から開始				
実践研修			令和3年度から開始		
更新研修		令和2年度から開始			

# サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
			現行 (～H30)	改定後 (R1～)
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修修了者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

# 児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
			現行 (～H30)	改定後 (R1～)
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>①相談支援業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p>	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	<p>②直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p>	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	8年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		学校に従事する者		
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	<p>③有資格者等</p>	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		3年以上	3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。